



2023年1月27日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望
(コード：9503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経理部長 上西 隆弘
T E L 050-7105-9084

関西電力送配電株式会社における託送業務で知り得た情報の 適正な管理に関する緊急点検結果の報告について

当社子会社の関西電力送配電株式会社（以下、関西電力送配電）は、本来、非公開とすべきお客さま情報が当社の従業員等に漏洩していたことが判明し、2022年12月27日に電力・ガス取引監視等委員会（以下、監視等委）から報告徴収を受領し、2023年1月13日に調査結果等を報告しました。

〔関西電力送配電株式会社における小売顧客情報の漏洩に係る報告徴収の受領について 2022年12月27日開示済み〕

〔関西電力送配電株式会社における小売顧客情報の漏洩等に係る報告について（電力・ガス取引監視等委員会からの報告徴収への報告）

2023年1月13日開示済み〕

本件等を受け、関西電力送配電は1月13日に、監視等委から託送業務で知り得た情報の適正な管理に関する緊急点検依頼を受け、本日、点検結果を報告しました。

本件はお客さま情報の漏洩と小売電気事業者間の公正な競争を揺るがす事態を発生させたものであり、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、監督官庁のご指導を賜りながら適切に対応するとともに、社外弁護士等で構成された当社のコンプライアンス委員会主導の下、客観的かつ徹底的な調査、原因究明を実施してまいります。

当社および関西電力送配電は本件を非常に重く受け止め、関西電力送配電において再発防止に全力を尽くしてまいります。

本件について、今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上

別紙：緊急点検結果の概要（関西電力送配電による報告）

緊急点検結果の概要
(関西電力送配電による報告)

| 指示・確認事項 | 報告内容 |
|---|--|
| ① 1週間以上の期間の託送業務システムの利用ログを解析し、自社の従業員以外の者が、新電力の顧客に係る情報にアクセスしたことがなかったことを確認すること。 | (2023年1月13日に報告済み) ○2022年9月12日から12月12日の利用ログ結果を報告。 |
| ② 託送業務システムの利用ログに不審な利用の形跡がなかったか、定期的に解析できる体制を整えること。 | (2023年1月13日に報告済み) ○行為規制統括箇所にて、システム所管箇所へのヒアリングにより、適切にアクセス制限及びアクセス識別が実施できていることを定期的に確認。 ○定期的に抜き打ちでアクセスログを確認することにより、関西電力からのアクセスがないことを確認。 |
| ③ 一般送配電事業者が保有する新電力の顧客に係る情報にアクセス可能なPC端末その他の設備の管理状況等について確認すること。 | ○当社では、情報へのアクセス制御はPC端末に依存せず、ログインを行うIDカードおよびパスワードにて行っていることから、PC端末の交付状況や設置場所の誤りで、本来権限のない者がアクセスを行う事態は発生しないと考えている。 |
| ④ 一般送配電事業者に求められている体制整備を含む行為規制について、緊急的に社員への周知・研修を実施すること。 | ○2023年1月13日に社長から全役員・全従業員に対して、不適切な取扱いの周知と行為規制の遵守およびコンプライアンスの徹底に関するメッセージを発信。 ○2023年1月20日(～2月9日)に全役員・全従業員を対象としたeラーニングを実施。 |
| ⑤ 一般送配電事業者に求められている体制整備のうち、物理的隔絶及び情報遮断(論理的分割の方法であると物理的分割の方法であるとを問わない。)の具体的方法について報告すること。 | [当社と特定関係事業者*の執務室の物理的隔絶] ○当社の執務室については、情報を適正に管理するため、特定関係事業者が容易に入室できないよう、物理的に隔絶し、電子的認証装置や暗証番号等により管理を徹底。 [当社と特定関係事業者の情報遮断] ○③の回答のとおり。 |
| ⑥ 電気事業法上認められている委託業務等における必要範囲内での情報の閲覧について、当該範囲内で適切に情報利用がなされているか。 特に、非常災害時の対応業務を特定関係事業者に委託している場合には、①当該業務に用いる端末やシステムのログ確認、②端末、ログイン権限の管理状況、③特定関係事業者に対して目的外利用を禁止することを強く求めているかを点検すること。 | ○①②については、システムのログやログイン権限の管理状況を確認した結果、問題がないことを確認。 ○③については、関西電力と当社が連名で作成した非常災害時の行為規制ルールを取りまとめた資料について、改正の都度、関西電力内での周知を依頼することで、目的外使用禁止も含めた適正な情報の取扱いについて、強く求めている。 |

※ 関西電力およびそれ以外の関西電力グループ内の小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者。